

ニセコ町景観条例施行規則（平成16年規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（関係住民等）</p> <p>第3条 条例第2条第9号に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>（開発事業の審査基準）</p>	<p>（関係住民等）</p> <p>第3条 条例第2条第9号に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 開発事業予定敷地の属する景観協定・コミュニティ協定を締結した区域内の町民</u> <u>(事前意見交換会)</u></p> <p><u>第20条の2 条例第28条の2の規定による事前意見交換会は、開催する10日前までにその旨を通知、回覧その他の方法により、関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 開発事業者は、事前意見交換会を行ったときは、速やかに町長に事前意見交換会結果報告書（様式第35号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、事前意見交換会の開催に当たって、町職員を立ち合わせることができる。</u></p> <p><u>4 町長が必要と認めるときは、事前意見交換会に開発事業者及び関係住民等以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>5 意見を有する関係住民等は、事前意見交換会后14日以内に、開発事業者に対し、意見書を提出することができる。</u></p> <p>（開発事業の審査基準）</p>

第24条 条例第31条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 自然景観に調和した樹木をみだりに伐採しないよう努められていること。
- (2) 土地の区画形質を変更するとき又は建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは移転するときにあつては、それぞれの行為の態様に応じ、原地形を極力生かした工法を採用するよう努められていること。
- (3) 建築物その他工作物の位置、色彩、意匠及び形態が、周囲のまちなみ及び自然景観に調和するよう努められていること。ただし、条例第2条第12号に規定する景観地区における建築物は傾斜屋根とするよう努め、特に落雪等に配慮された形状であること。
- (4) 現存する自然度の高い植生や貴重な単独樹木等が、できる限り保存又は移植して活用するよう努められていること。
- (5) 住宅地の造成において、街路樹を設置しない道路を設置するときにあつては、当該道路に沿った宅地内に街路樹の代替となるような植樹に努められていること。
- (6) 開発事業により斜面や尾根等の稜線などの自然景観が乱されることのないよう努められていること。

第24条 条例第31条で規定した審査の基準は、ニセコ町建築ガイドラインに記載された景観及び雪処理に係る配慮事項によるものとする。

(7) 建築物その他工作物の色彩に、周囲の景観との調和を損なうけばばしい色は使用せず、又色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

(8) ふるさと眺望点等の主要な展望地からの眺望、又は重要景観等の景観資源に対する眺望を損なうことのないよう配慮すること。

(9) 堆雪スペースの設置、敷地内の修景等、生活環境と景観との調和を図ること。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規則第16号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第23号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第16号）

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規則第16号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第23号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第16号）

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

様式第34号（第44条関係）

様式第34号（第44条関係）

様式第35号（第20条の2関係）

様式第35号(第20条の2関係)

事前意見交換会結果報告書

年 月 日

ニセコ町長 様

事業者
住所
氏名
電話

ニセコ町景観条例第28条の2第2項の規定により、開発事業について関係住民等との事前意見交換会を行いましたので、報告します。

開発事業の名称			
事前意見交換会の開催日時	年月日	年 月 日()	
	時 間	時 分～ 時 分	
事前意見交換会の開催場所		参加人員	人
内容			

備考

事前意見交換会の出席者名簿(住所、氏名を記載したもの)を添付するものとする。
関係住民等からの意見書の提出があった場合はその写しを添付するものとする。
事前意見交換会等で使用した資料を添付するものとする。